

1. 甲（25歳、男性）は当時付き合っていたA女（26歳）に別れ話を持ちかけた。ところが、A女はこれに応じず「あなたと別れるなんて絶対嫌。あなたといれないのら死んだほうがまし。」等言い、挙句甲に対し「それならいっそ一緒に死にましょう。」と心中を申し出た。甲は別れることを拒否するA女の意味が固く説得は困難であると諦める一方で、あまりにもしつこくA女が心中を迫るので、いっそ自分も一緒に死ぬとの嘘を申し向ければA女は死んで、自分も解放されるのではないかと考え始めた。

そこで甲は本当は後を追って死ぬ意思などないのにそうであるかのようにA女を誤信させ、9月7日3時頃A女宅においてA女は首吊りをし死亡した。

2. 甲はA女が死亡したことを確認し自宅に帰ろうとしたところ、A女宅の棚に高級腕時計のコレクションを見つけた。甲は「いずれA女の死体が警察に見つかり自殺として処理されるだろうからここで金目の物を多く取るのはまずいな」と思う一方で、「まあ1つぐらいならばれないか」と思い1番高級そうな時計αを取って帰った。なお甲はもともとA女宅の合鍵を持っており、犯行から帰る際A女宅に施錠している。

3. 9月8日23時頃、甲が自宅でテレビを観ているとA女宅で見覚えのある時計が「幻の時計。世界に100本しかない」と紹介されていた。甲は「これは惜しいことをした。やはりあの時計を取ってこよう。」と決意した。しかし既にA女宅で警察による捜査が行われているかもしれないと不安になり、友人である乙に電話し事情を説明したうえ、「俺の先にA女宅付近を確認してきてくれ。大丈夫そうだったら一緒に時計βを取ってそれを売った金を山分けしよう。」と持ちかけた。乙はそれを承諾し、甲と待ち合わせした後A女宅へ向かった。

そして9月9日2時頃、まず乙がA女宅付近を確認し、警察による捜査が開始していないことを認識したうえ、甲にその旨連絡した。その後甲と乙は鍵を使ってA女宅に侵入し、当該時計（時計β）を取った。

設問（1）

1から3までの事情における甲と乙の罪責を論ぜよ。

設問（2）

では1においてA女の自殺方法が青酸ソーダによるものであり、それが致死量にみたくA女は気絶しているが死亡するまでには至っていない場合で、かつ甲がA女は死亡していると誤信しているとき、時計αを取った甲の行為について論ぜよ。

参考判例

最高裁昭和33年11月21日

最高裁昭和41年4月8日

福岡高裁昭和43年6月14日